

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成20年1月23日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 松本 正之 殿

鉄道局施設課長

平成19年12月25日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象となる。

ただし、全国新幹線鉄道整備法（以下「全幹法」という。）第9条第1項の工事实施計画は、建設主体が整備計画に基づいて作成するものであるが、照会のあった路線（中央新幹線）については、現在、調査中の段階であり、営業主体・建設主体は指名されておらず、整備計画の決定、建設指示とも行われていないため、工事实施計画の認可申請の前提として、今後、全幹法に基づき、調査の完了、営業主体及び建設主体の指名、整備計画の決定、建設指示を経る必要がある。

なお、全幹法では、営業主体及び建設主体の経営の自主性に配慮し、その指名にあたっては、指名しようとする法人（鉄道・運輸機構を除く。）の同意が必要とされ（第6条第4項及び第5項）、また、整備計画の決定・変更にあたっては、営業主体及び建設主体（鉄道・運輸機構を除く。）の同意が必要とされており（第7条第2項）、国土交通大臣は、これらの手続きにあたり、営業主体及び建設主体の意向を十分に反映させることとしている。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

全幹法第9条第1項は、建設主体が建設指示を受けて新幹線鉄道の路線の建設を行おうとするときは、整備計画に基づいて工事実施計画を作成し国土交通大臣の認可を受けなければならないとしている。

建設主体については、鉄道・運輸機構、営業主体として指名しようとする法人その他の法人のうちから国土交通大臣が指名するとされており（第6条第3項）、民間企業が建設主体となることも予定されている。